

当社赤羽单身寮跡地における土壌調査の結果について

平成 20 年 10 月 7 日
東京電力株式会社
東 京 支 店

当社は、本年 6 月に当社赤羽单身寮（東京都北区赤羽西 2-31-18）を廃止し、今後、建物を撤去のうえ土地を改変することに伴い、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都）」（略称：「環境確保条例」）第 117 条に基づき、土地の改変にあたって必要となる調査を実施してまいりました。

上記土壌調査の過程において、当該敷地で PCB の使用履歴があることから、自主的にダイオキシン類について調査を行ったところ、敷地表層の一部で、維持されることが望ましいとされている環境基準値^(*1)を超えるダイオキシン類が検出されたため、平成 20 年 9 月 2 日、東京都に報告いたしました。

（平成 20 年 9 月 2 日お知らせ済み）

その後、当社は引き続き当該敷地内において、環境確保条例に基づき有害物質 22 項目^(*2)について調査を行ったところ、当該敷地の一部で、環境確保条例における汚染土壌処理基準に対し、鉛の土壌含有量^(*3)で最大 2.3 倍、また土壌溶出量^(*4)で最大 5.9 倍の値が検出されるとともに、PCB の土壌溶出量では測定下限値に対して最大 44 倍の値が検出されました。

また、ダイオキシン類についての自主的な調査を進めたところ、当該敷地の表層以外の一部においても、維持されることが望ましいとされている環境基準値に対し、土壌含有量で最大 48 倍、地下水濃度で最大 15 倍の値が検出されたことから、これらの調査結果を取りまとめ、本日、東京都に報告いたしました。

（詳細な調査結果は別紙をご参照下さい）

当該敷地は、これまでも舗装や砂利敷き、植生等により土壌が飛散する可能性が極めて低く、周辺的生活環境への影響はないものと考えておりますが、敷地表層土壌の飛散防止に万全を期すことで近隣住民の方々にご安心いただくため、舗装面以外を直ちにブルーシートで覆った後（本年 9 月 2 日実施済み）、現在、アスファルトで被覆する飛散防止対策工事を実施しております。

また、地下水については、当該敷地付近に飲用の井戸が存在しないことに加え、東京都が本年9月に実施した近隣の地下水調査においても、環境基準を超えるPCBおよびダイオキシン類は検出されなかった^(*5)ことから、周辺の生活環境への影響はないものと考えております。

当社は、今後、関係行政のご指導をいただきながら、適切に対応を進めてまいります所存です。

以 上

* 1 環境基準値

環境基本法において、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設けられている値。

* 2 有害物質 22 項目

今回の土地の改変にあたり、環境確保条例で定められている全 26 種類の対象物質のうち、第1種～第3種までの合計で 22 種類の物質について調査を行った。具体的には以下の通り。

- ・ 第1種：四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロエチレン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン等（11 種類）
- ・ 第2種：カドミウム、六価クロム、シアン、総水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素（9 種類）
- ・ 第3種：PCB、アルキル水銀（2 種類）

* 3 土壌含有量

土壌に含まれる有害物質の量

* 4 土壌溶出量

土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量

* 5 東京都の調査結果の公表内容

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/09/20i9t400.htm>

土壌等調査結果

1. 場 所 東京都北区赤羽西 2-31-18

2. 面 積 3,994.71m²

3. 履 歴

昭和 61 年（1986 年）に解散した株式会社帝国コンデンサー製作所（当該敷地の前の所有者）は、当該敷地において PCB を使用したコンデンサーの製造工場を運営しておりました。

その後、当社は昭和 62 年（1987 年）に当該敷地に当社単身寮を建設し、本年 6 月末までの 21 年間にわたり運営をしてまいりました。

しかし、福利厚生施設の合理化の観点から平成 19 年（2007 年）6 月に廃寮を決定し、今後建物を解体することとしております。

4. 調査方法

敷地内を縦横 10m 間隔で区画し、ボーリングを行い、環境確保条例に基づき有害物質 22 項目と自主的にダイオキシン類について調査を行いました。

5. 調査結果

(1) 環境確保条例に基づく調査結果

有害物質 22 項目のうち鉛と PCB の 2 項目について、一部の調査地点で環境確保条例における汚染土壌処理基準を超える値が検出されました。

なお、敷地内の地下水について調査を行った結果、鉛と PCB は検出されませんでした。

調査方法	検出物質	基準値超過地点 /調査地点	最大値	基準値
土壌含有量 (mg/kg)	鉛	3/37	350 (2.3 倍*)	150
土壌溶出量 (mg/L)	鉛	9/37	0.059 (5.9 倍*)	0.01
	PCB	8/37	0.022 (44 倍*)	不検出 (0.0005 未満)

*印は基準値に対する倍数（端数は四捨五入）。ただし、PCB については測定下限値（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法で実施した定量限界）の 0.0005mg/L に対する倍数

(2) 当社が自主的に実施した調査結果

自主的に調査を行った土壌及び地下水のダイオキシン類について一部の調査地点において環境基準値を超える値が検出されました。

調査方法	調査項目	基準値超過地点 /調査地点	最大値	基準値
土壌含有量 (pg-TEQ/g)	ダイオキシン類	32/37	48,000 (48倍*)	1,000
地下水濃度 (pg-TEQ/L)	ダイオキシン類	3/4	15 (15倍*)	1

*印は基準値に対する倍数

(※1)pg : ピコグラム。1兆分の1グラムを表す重さの単位。

(※2)TEQ : 毒性等量 (Toxic Equivalent) の略称。毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位。ダイオキシン類は通常、類似化合物の混合体として環境中に存在し、それぞれの毒性の強さが異なるため、混合物の毒性としては、各類似化合物の量にそれぞれの毒性 (最も毒性が強いとされる「2,3,7,8 四塩化ジベンゾ・パラ・ダイオキシン」の毒性を1とし、その相対値として表した係数) を乗じた値を合計した毒性等量 (TEQ) として表す。

(3) 汚染の原因

当社単身寮の建設以降は、当該敷地において、鉛やPCB、ダイオキシン類を発生させる事業等を行っていないことから、汚染の原因は土地取得以前の事業等によるものと思われまます。

6. 調査結果への対応

当該敷地は、これまでも舗装や砂利敷き、植生等により土壌が飛散する可能性が極めて低く周辺的生活環境への影響はないものと考えておりますが、表層土壌の飛散防止に万全を期すことで近隣住民の方々にご安心いただくため、舗装面以外を直ちにブルーシートで覆った後アスファルトで被覆する飛散防止対策工事を、本年9月1日より10月10日までの予定で実施しております。

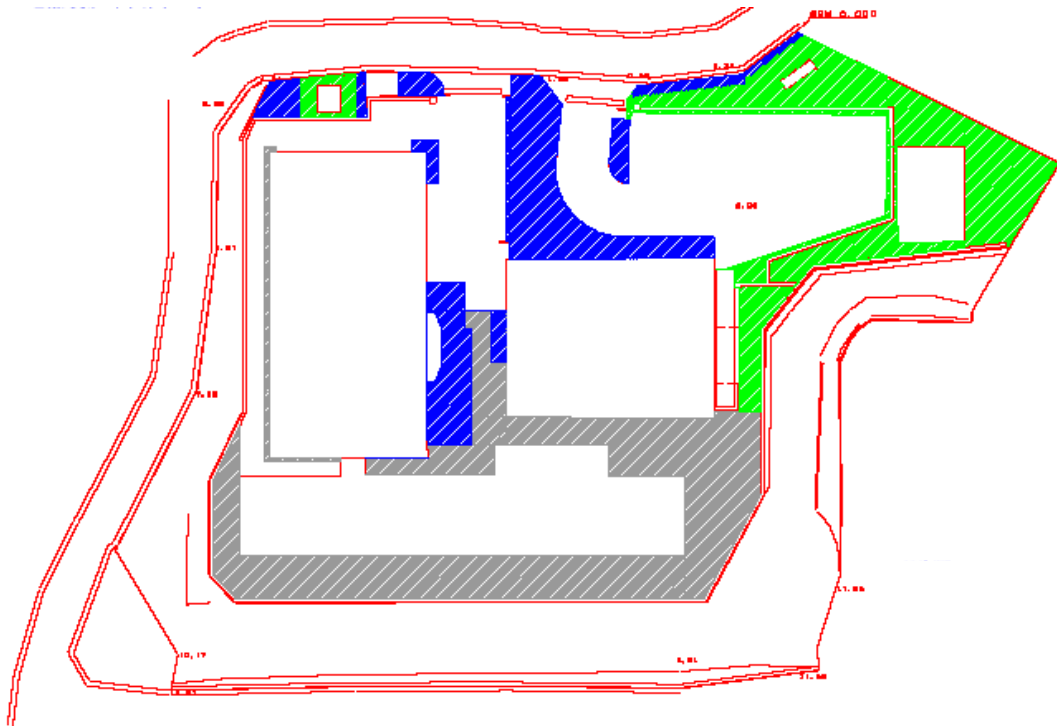
また、地下水については、当該敷地付近に飲用の井戸が存在しないことに加え、東京都が本年9月に実施した近隣の地下水調査においても環境基準値を超えるPCBおよびダイオキシン類は検出されなかったことから、

周辺の生活環境への影響はないものと考えておりますが、当社は、今後、関係行政のご指導をいただきながら、適切に対応を進めてまいる所存です。

以 上

<参考>

赤羽単身寮敷地内の飛散防止対策工事場所



裸地箇所→シート養生後にアスファルト舗装実施



碎石敷設箇所→シート養生後にアスファルト舗装実施



植樹箇所→アスファルト舗装実施

以上